

岩見沢市における週休２日工事の取扱いについて

令和７年３月

建設工事等競争入札参加者 各位

岩見沢市企画財政部契約検査管理課

令和６年４月より労働基準法（昭和２２年法律第４９号）の時間外労働上限規制が建設業にも適用され、働き方改革の実現として建設現場における「週休２日」確保が求められていることを踏まえ、「岩見沢市における週休２日工事の取扱いについて」（令和６年３月２９日付け）の内容を一部修正し、新たに事務連絡として周知しますので、お知らせします。

記

１．取扱内容

別紙「岩見沢市における週休２日工事の取扱いについて」のとおり

２．実施期日

令和７年４月１日以降に入札の公告又は指名の通知を行う工事について適用する

３．変更の概要

- ① これまでの週休２日（通期の４週８休）に加えて、月単位の週休２日（月単位の４週８休以上）を新設し、受注者希望型で行うこととする。なお、契約後の打合せで協議簿において選択明記する。
- ② 当初予定価格から月単位の週休２日（月単位の４週８休以上）を前提とした補正係数を各経費に乗じて発注とする。
- ③ より質の高い取組として完全週休２日（土日）を達成した場合に成績評定（創意工夫）において加点を行う。
- ④ 「休日等取得実績調書」は着手前及び工事実施時共に、同様に使用していたが、工事着手前には、「休日等取得計画調書」を新設、工事実施時においては「休日等取得実績調書」を使用する。

岩見沢市における週休2日工事の取扱いについて

1 対象工事について

週休2日工事の対象は、全ての建設工事とする。ただし、緊急工事など、週休2日による施工の実施に適さない工事は除くものとする。

週休2日による工期設定を行うにあたり、準備・後片付け期間や不稼働日(休日、降雨・降雪日、猛暑、その他の要因による作業不能日)を適正に見込んだものとする。

2 週休2日工事の方式

週休2日工事については、次のいずれかの方式を基本とすること。

(1) 週休2日工事【現場閉所】

本工事における「月単位の週休2日【現場閉所】」とは、対象期間において全ての月で4週8休以上の現場閉所を行うことを、「通期の週休2日【現場閉所】」とは、対象期間において、土日・祝日に関わらず、4週8休以上の現場閉所を行うことをいう。

現場閉所とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業も含めて1日を通して現場作業を行っていない日をいう。

対象期間とは、契約期間内において工事着手日から工事完成日までの期間のことをいう。工事着手日とは、実際の工事のための現場における準備作業(現場事務所等設置や測量等)に着手する日をいう。工事完成日とは、後片付け作業(出来形測量や現場事務所、保安施設等の撤去等)が全て終了した日をいう。なお、年末年始6日間(12 / 29 , 30 , 31 , 1 / 1 , 2 , 3)及び夏期休暇3日間(8 / 13 , 14 , 15)、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中

止している期間、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間(受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など)は対象期間に含まない。

月単位の4週8休とは、対象期間内の全ての月毎の現場閉所日数の割合(以下、「現場閉所率」という。)が28.5%(8日/28日)以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では28.5%に満たない月はその月の土曜日・日曜日の合計日数以上の閉所を行っている場合に、4週8休(28.5%)以上を達成しているものと見なす。

通期の4週8休とは、対象期間内の現場閉所率が28.5%(8日/28日)の水準に達する状態をいう。

(2) 週休2日工事【交替制】

本工事における「月単位の週休2日【交替制】」とは対象期間において全ての月毎に技能者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日確保を、「通期の週休2日【交替制】」とは、対象期間において、技術者や技能労働者などが交替しながら4週8休以上の休日確保を行うことをいう。

対象期間とは、契約期間内において工事着手日から工事完成日までの期間のことである。工事着手日とは、実際の工事のための現場における準備作業(現場事務所等設置や測量等)に着手する日をいう。工事完成日とは、後片付け作業(出来形測量や現場事務所、保安施設等の撤去等)が全て終了した日をいう。

通期の4週8休とは、対象期間内に現場に従事した技術者や技能労働者の平均休日日数の割合(以下、「休日率」という。)が28.5%(8日/28日)以上の水準に達する状態をいう。

月単位の4週8休とは、対象期間内に現場に従事した技術者や技能労働者の全ての月で休日率が28.5%(8日/28日)以上の水準に達する状態をいう。

3 発注方式

受注者が、工事着工前に、発注者に対して月単位の週休2日に取り組む旨を協議したうえで取り組む、受注者希望型での発注とする。

なお、月単位の週休2日が達成できない場合においても通期の週休2日による施工に努める。

4 補正方法

当初予定価格から月単位の4週8休を前提とした経費の積算を行い、現場閉所の達成状況の結果、月単位の4週8休に満たない場合は履行状況に応じて減額の設計変更を行う。

5 補正係数の取り扱いについて

- (1) 月単位の4週8休及び通期の4週8休を実施する対象工事の経費の補正は、北海道が定める「週休2日工事实施要領」または「営繕工事における週休2日工事实施要領」に準ずることとする。
- (2) 週休2日工事【現場閉所】において、現場閉所率が4週8休に満たない場合は履行状況に応じて経費を減額補正する。
- (3) 週休2日工事【交替制】において、休日率が月単位の4週8休に満たない場合は労務費及び現場管理費を減額補正する。なお、労務費の補正が明らかになっていない単価などについては補正の対象としない。

6 発注者が留意すべき事項

- (1) 週休2日の確保の取組は、将来の担い手確保、入職しやすい環境づくりを目指すものであることから、週休2日による施工の実施にあたってはその趣旨に沿うよう努めるものとする。
- (2) 入札公告文や特記仕様書に、当該工事が週休2日工事である旨を記載することとする。
- (3) 設計書の表紙に「この工事は週休2日工事の対象工事である。」と表記すること。
- (4) 着手時に、週休2日の休日取得計画の妥当性を確認することとする。

- (5) 週休2日による施工が適切に実施されているか、必要に応じて受注者への聞き取りや、受注者からの現場閉所を確認できる関係書類の提示により確認を行うものとする。

発注者による現場閉所の状況の確認は月1回程度を目安とし、週休2日の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、改善に取り組むものとする。

※ 関係書類の例 現場閉所実績が記載された工程表や休日等の作業連絡記

録、安全教育・訓練等の記録資料、日報、出勤簿、作業日誌、安全日誌等

- (6) 週休2日工事【交替制】において、休日を除いた連続勤務1週（7日）以下で従事した技術者及び労働者は確認対象外とする。ただし、連続勤務1週（7日）以下であっても一定期間内で雇用（下請契約）しているなど、断続的であっても従事している技術者及び技能労働者については、対象工事以外を含めた期間中の勤務状況を確認するものとする。

その場合については、対象工事で作業従事した開始日より1週（7日）毎を確認対象期間とする。

- (7) 災害対応等の緊急時を除き、休日の前日などに休日の作業が発生するような指示等を行わないこととする。
- (8) 天候不良など受注者の責めに帰すことができない事由により工期を延長しなければならなくなったときは協議を行うこととする。
- (9) 工事完了後の施工成績評定表において、休日確保の観点で評価することとする。
- (10) 総合評価落札方式において、週休2日の実施に関する技術提案・簡易な施工計画における技術的所見は、加點評価の対象としないものとする。

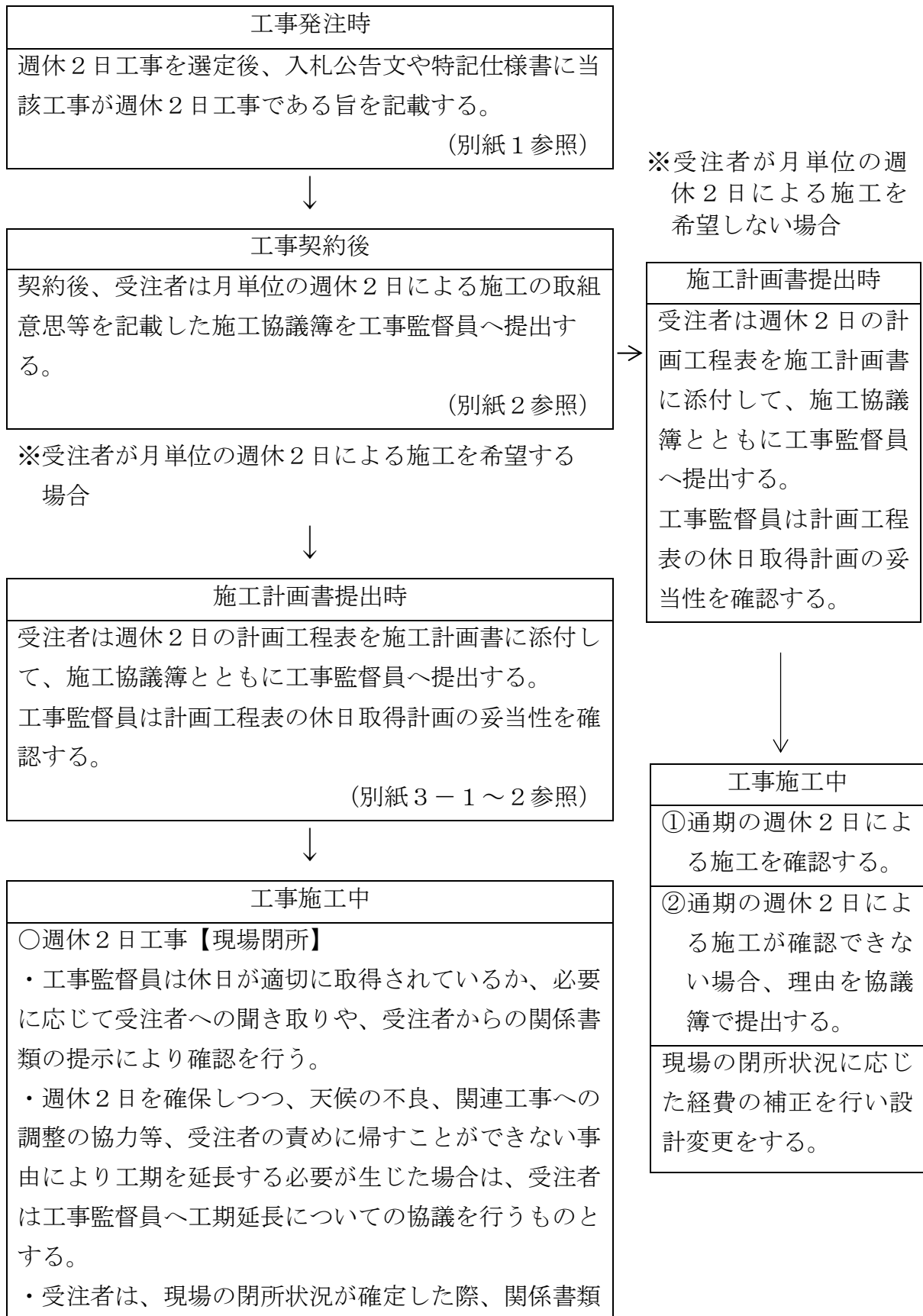
7 受注者が留意すべき事項

- (1) 計画的な休日の取得に努めるものとするが、現場の進捗状況等から降雨、降雪、猛暑等による予定外の休工日を【現場閉所】の現場閉所日及び【交替制】の休日とすることも可とする。
- (2) 地元対応や緊急対応など、やむを得ない場合は、監督員と協議のうえ、振替休日等により休日を取得することを可とする。
なお、現場内の安全確認等が必要な場合は、最低限の人員により対応することとする。
- (3) 週休２日は土日を休日とする４週８休以上の現場閉所または、技術者及び技能労働者が交替しながら月単位で４週８休以上の休日を確保できるよう努めるものとする。

8 実施期日

令和７年４月１日以降に入札の公告又は指名の通知を行う工事について適用する。

週休 2 日工事実施フロー



を添付した施工協議簿により、現場の閉所状況を工事監督員に報告する。

(別紙4-1～2参照)

工事監督員は、関係書類により現場の月単位及び通期の閉所状況を確認するとともに、その状況に応じ、設計変更により経費の補正を行う。

○週休2日工事【交替制】

- ・工事監督員は技術者や技能労働者などの休日が適切に取得されているか、必要に応じて受注者への聞き取りや、受注者からの関係書類の提示により確認を行う。

- ・週休2日を確保しつつ、天候の不良、関連工事への調整の協力等、受注者の責めに帰すことができない事由により工期を延長する必要がある場合は、受注者は工事監督員へ工期延長についての協議を行うものとする。

- ・受注者は、現場の閉所状況が確定した際、関係書類を添付した施工協議簿により、技術者や技能労働者などの休日状況を工事監督員に報告する。

(別紙5参照)

工事監督員は、関係書類により現場の月単位及び通期の休日状況を確認するとともに、その状況に応じ、設計変更により、労務費及び現場管理費の補正を行う。



工事完了後

- ・工事監督員は、従前の施工成績評価のとおり、休日確保の観点で評価を行う。
- ・現場閉所による完全週休2日（土日）の実施、交替制による全ての技術者及び技能労働者が月単位の週休2日の実施が確認できた場合、施工成績評価において評価する。

(別紙6参照)

別紙 1

特記仕様書の記載例

特記仕様書に以下事項を記載すること。

○月単位の週休 2 日工事【現場閉所】の実施について

1 本工事は、月単位の「週休 2 日工事」の対象工事である。

2 受注者が月単位の週休 2 日の施工を行う希望がある場合、工事着手前に発注者に対して月単位の週休 2 日に取り組む旨の協議を行い、協議が整った場合に月単位の週休 2 日での施工を行う工事である。なお、月単位の週休 2 日が達成できない場合においても通期の週休 2 日による施工に努めること。

3 月単位の週休 2 日とは、対象期間の全ての月において、土日・祝日に関わらず、4 週 8 休以上の現場閉所を行ったと認められる状況をいう。

対象期間は、契約期間内において工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始 6 日間及び夏期休暇 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などは対象期間に含まない。工事契約後、週休 2 日対象期間としていた期間において、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間が生じる場合は、受発注者間で協議して現場閉所による週休 2 日の対象外とする作業と期間を決定するものとする。

4 現場閉所とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場が閉所された状態をいう。なお、降雨、降雪、猛暑などによる予定外の現場閉所日についても現場閉所日に含めるものとする。

5 月単位の 4 週 8 休とは、対象期間内の全ての月毎に現場閉所日数の割合(以下、「現場閉所率」)が 28.5% (8 日 / 28 日) 以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では 28.5% に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に 4 週 8 休 (28.5%) 以上を達成しているものとみなす。

通期の 4 週 8 休とは、対象期間内の現場閉所率が 28.5% (8 日 / 28 日) の水準の状態をいう。

6 週休 2 日の確保の取組は、将来の担い手確保、入職しやすい環境づくりを目指すものであることから、週休 2 日による施工を実施する受注者は、その趣旨に沿った休日の取得に努めるものとする。

7 週休2日の実施の確認方法は、次によるものとする。

(1)受注者は、週休2日の計画工程表を施工計画書に添付し発注者へ提出する。

(2)受注者は、実施結果を発注者へ報告する。

8 週休2日の実施状況について、発注者が必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。

9 現場の閉所状況に応じて、補正係数を、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費率、現場管理費率に乗じる。市場単価方式についても、現場の閉所状況に応じて補正係数を乗じるものとする。ただし、北海道が定める「土木工事標準積算基準書（共通編）第Ⅵ編第Ⅱ章市場単価」に掲載されている工種のみ補正対象とする。なお、その他労務費分が明らかとなっていない単価等については、補正の対象としない。

(1)現場の閉所状況

上記5に示した現場の閉所状況を達成した場合。

(2)補正方法

当初予定価格から月単位における4週8休以上を達成した場合の補正係数を各経費に乗じている。なお、現場閉所の達成状況を確認後、月単位の4週8休に満たないものは、通期の週休2日の補正係数に変更するものとし、通期の4週8休に満たないものについては、補正係数を乗じない。

10 週休2日の実施計画書提出後、当該工事の全体工期については、影響はでないものの、一部の施工内容・箇所に変更があり、工期内の期限を設ける必要がある場合は、対象期間外とできる場合があるので、受発注者間協議を行うこと。

○月単位の週休2日工事【交替制】の実施について

1 本工事は、月単位の「週休2日工事」の対象工事である。

2 受注者が月単位の週休2日の施工を行う希望がある場合、工事着手前に発注者に対して月単位の週休2日に取り組む旨の協議を行い、協議が整った場合に月単位の週休2日での施工を行う工事である。なお、月単位の週休2日が達成できない場合においても通期の週休2日による施工に努めること。

3 月単位の週休2日とは、対象期間において、全ての月ごとに技術者及び作業員などが交替しながら4週8休以上の休日の確保を行ったと認められる状態をいう。

4 対象期間は、契約期間内において工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、受注者の責によらず交替制による週休2日の実施が困難な期間は含まない。

5 4週8休以上とは、対象期間内に現場に従事した技能者及び技能労働者の平均休日日数の割合(以下、「休日率」という)が28.5% (8日/28日)以上の水準に達する状態をいう。

6 週休2日の確保の取組は、将来の担い手確保、入職しやすい環境づくりを目指すものであることから、週休2日による施工を実施する受注者は、その趣旨に沿った休日の取得に努めるものとする。

7 週休2日の実施の確認方法は、次によるものとする。

(1)受注者は、技術者及び技能労働者などの休日確保状況を証明する方法を具体的に明示した施工計画書を発注者へ提出する。

(2)受注者は、実施結果を発注者へ報告する。

8 週休2日の実施状況について、発注者が必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。

9 対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日数の割合に応じて、補正係数を労務費、現場管理費に乘じる。なお、労務費分が明らかとなっていない市場単価等については、補正の対象としない。

(1)技術者及び技能労働者の休日率の状況

4週8休以上

休日率が28.5% (8日/28日)以上の場合

(2)補正方法

当初予定価格から月単位における4週8休以上を達成した場合の補正係数を各経費に乘じている。なお、休日率の達成状況を確認後、月単位の4週8休に満たないものは、通期の週休2日交替制の補正係数に設計変更する。通期の4週8休に満たないものについては、補正係数を乗じない。

10 週休2日の実施計画書提出後、当該工事の全体工期については、影響はでないものの、一部の施工内容・箇所に変更があり、工期内の期限を設ける必要がある場合は、対象期間外とできる場合があるので、受発注者間協議を行うこと。

☐ 指示、 ☐ 承諾、 ☒ 協議、 ☐ 提出、 ☐ 報告、 ☐ 通知 書		(第 ○ 回)	
工事名			
工種、細目等			
☐ 指示、 ☐ 承諾 ☒ 協議、 ☐ 提出 ☐ 報告、 ☐ 通知 事項		例1) 当工事において、月単位の週休2日による施工を実施しません。 例2) 当工事において、月単位の週休2日による施工を希望します。	
添付資料名		休日等取得計画調書	☐ 図面 全 業
【工事監督員】		令和 年 月 日	
上記事項について、 ☐ 指示、 ☐ 承諾、 ☐ 協議、 ☐ 通知、 ☒ 受理 します。 ☒ 特記事項 例1) 了解しました。 特記仕様書にも記載の記載のとおり、月単位の週休2日が達成できない場合においても通期の週休2日による施工に努めてください。 なお、当初計上していた月単位の4週8休の経費補正については履行状況に合わせて設計変更します。 例2) 了解しました。 月単位の週休2日による施工を実施してください。 また、月単位の週休2日の計画工程表を提出願います。			
☐ 変更契約の対象と ☒ しません。 例2) の場合 ☒ します。ただし、変更契約時期については、数量等の内容が確定した段階で遅延なく行う。 例1) の場合			
【受注者】		令和 年 月 日	
上記事項について ☒ 了解します。 ☐ 承諾願います。 ☐ 協議、 ☐ 提出、 ☐ 報告 します。 ☐ 特記事項			
確認欄		主任監督員	監督員
		現場代理人	主任技術者等

(主 旨)

本様式は、工事に必要な指示、承諾、協議等を迅速かつ的確に行うためのものである。

(作成上の注意)

該当する□内にレを記入すること。

- 注1 現場代理人が工事の施工に当たり設計図書と工事現場の状況との不一致、条件の変更等に該当する事実を発見したときは、その内容をできるだけ詳細に記載することとし、必要に応じ図面等を添付すること。
- 2 措置に関する意見で、工事監督員と現場代理人とが一致しないものがあるときは、双方の意見（誰の意見であるかを明らかにすること。）を併記すること。

☐ 指示、 ☐ 承諾、 ☒ 協議、 ☐ 提出、 ☐ 報告、 ☐ 通知 書					(第 ○ 回)	
工事名						
工種、細目等						
☐ 指示、 ☐ 承諾 ☒ 協議、 ☐ 提出 ☐ 報告、 ☐ 通知 事項		週休2日の計画工程表を提出します。 施工計画時における週休2日確保の確認資料として、休日等取得計画調書を提出します。				
添付資料名		休日等取得計画調書			☐ 図面 全 業 令和 年 月 日	
【工事監督員】 上記事項について、 ☐ 指示、 ☐ 承諾、 ☐ 協議、 ☐ 通知、 ☒ 受理 します。 ☒ 特記事項 提出資料により、月単位の週休2日が確保されていることを確認しました。 また、計画工程表の内容が適正（妥当）ですので、この工程に沿って工事を進めて下さい。 なお、施工中に工程変更が必要となった場合は、別途協議します。						
☐ 変更契約の対象と ☒ しません。 ☐ します。ただし、変更契約時期については、数量等の内容が確定した段階で遅延なく行う。						
【受注者】 上記事項について ☒ 了解します。 ☐ 承諾願います。 ☐ 協議、 ☐ 提出、 ☐ 報告 します。 ☐ 特記事項						
確認欄		主任監督員	監督員		現場代理人	主任技術者等

(主 旨)

本様式は、工事に必要な指示、承諾、協議等を迅速かつ的確に行うためのものである。

(作成上の注意)

該当する□内にレを記入すること。

- 注1 現場代理人が工事の施工に当たり設計図書と工事現場の状況との不一致、条件の変更等に該当する事実を発見したときは、その内容をできるだけ詳細に記載することとし、必要に応じ図面等を添付すること。
- 2 措置に関する意見で、工事監督員と現場代理人とが一致しないものがあるときは、双方の意見（誰の意見であるかを明らかにすること。）を併記すること。

(着手前確認時・例)

工事名 ○○線改良工事

契約工期 令和6年 3月12日 ～ 令和7年 2月10日

令和6年	3月12日	～	令和7年	2月10日
------	-------	---	------	-------

令和6年	3月12日	～	令和7年	2月10日
------	-------	---	------	-------

令和6年	3月12日	～	令和7年	2月10日
------	-------	---	------	-------

令和6年	曜日 計画 実施	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
4 月	曜日 計画 実施	月	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
5 月	曜日 計画 実施	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月
6 月	曜日 計画 実施	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木
7 月	曜日 計画 実施	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
8 月	曜日 計画 実施	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火
9 月	曜日 計画 実施	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金
10 月	曜日 計画 実施	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
11 月	曜日 計画 実施	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
12 月	曜日 計画 実施	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金
令和7年	曜日 計画 実施	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
1 月	曜日 計画 実施	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木
2 月	曜日 計画 実施	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
3 月	曜日 計画 実施	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月

計画時エック

計画時エック

計画時エック

現場閉鎖率 (%)

現場閉鎖率 (%)

現場閉鎖率 (%)

坑塘利用率 (%)	一	二	三
-----------	---	---	---

別紙4-1

工事施工協議簿

☐ 指示、 ☐ 承諾、 ☒ 協議、 ☐ 提出、 ☐ 報告、 ☐ 通知 書					(第 〇 回)	
工 事 名						
工種、細目等						
☐ 指示、 ☐ 承諾 ☒ 協議、 ☐ 提出 ☐ 報告、 ☐ 通知 事 項		本工事における現場閉所状況が確定したので報告します。 現場閉所状況の確認資料として、休日等取得実績調書を提出します。				
☐ 添付資料名		休日等取得実績調書			☐ 図面 全 葉	
【工事監督員】 令和 年 月 日 上記事項について、 ☐ 指示、 ☐ 承諾、 ☐ 協議、 ☐ 通知、 ☒ 受理 します。 ■特記事項 提出資料により、現場閉所状況（率）を確認しました。 経費補正の対象となるため、特記仕様書に基づき、事務処理を行います。 例1）（土木工事：月単位の4週8休以上の場合） 提出資料により、現場閉所状況（率）が月単位で4週8休以上であることを確認しました。 当初計上の補正係数と変更ありません。 例2）（土木工事：月単位の4週8休未満の場合） 提出資料により、現場閉所状況（率）を確認しました。 月単位で4週8休未満のため、特記仕様書に基づき、履行状況に合わせて設計変更の手続きを行います。						
☐ 変更契約の対象と ☒ しません。 例1）の場合 ☒ します。ただし、変更契約時期については、数量等の内容が確定した段階で遅延なく行う。 例2）の場合						
【受注者】 令和 年 月 日 上記事項について ☒ 了解します。 ☐ 承諾願います。 ☐ 協議、 ☐ 提出、 ☐ 報告 します。 ☐ 特記事項						
確認欄		主任監督員	監督員		現場代理人	主任技術者等

(主 旨)

本様式は、工事に必要な指示、承諾、協議等を迅速かつ的確に行うためのものである。

(作成上の注意)

該当する□内にレを記入すること。

注1 現場代理人が工事の施工に当たり設計図書と工事現場の状況との不一致、条件の変更等に該当する事実を発見したときは、その内容をできるだけ詳細に記載することとし、必要に応じ図面等を添付すること。

2 措置に関する意見で、工事監督員と現場代理人とが一致しないものがあるときは、双方の意見（誰の意見であるかを明らかにすること。）を併記すること。

– 16 –

別紙 6

週休2日工事における施工成績評価の取り扱いについて

評定者は受注者が下記の項目を履行できた場合、施工成績評定において評価を行うこととする。

1 週休2日【現場閉所・交替制】の確保の評価は、週休2日を標準としたことから、それ自体の評価を行わない。従前の施工成績評定のとおり、休日確保の観点で下記において評価を行う。

(1) 考查項目別運用表 様式-2K④

評価項目 2. 施工状況

細別 II. 工程管理

「評価対象項目」 ☐ 休日の確保を行っている。

様式-2K④ (土木用)

工事成績採点の考査項目別運用表

【記入方法】 該当する項目に「レ点」を付すこと。													
評価項目		細別		a		b		c		d		e	
2. 施工状況		Ⅱ. 工程管理		適切である。		ほぼ適切である。		他の事項に該当しない。		やや不適切である。		不適切	
				該当	評価	「評価対象項目」				評価	評価		
						1. 工事の進捗を早めるための取組を行っている。					11. 工程管理に関して、工事監督員が文書による改善指示を行った。 上記項目に該当すれば ・・・d		
						2. 現場条件の変化への対応が迅速であり、施工の停滞が見られない。							
						3. 時間制限や片側交互通行等の各種制約への対応が適切であり、大きな工程の遅れがない。							
						4. 休日の確保を行っている。							
						5. 工程に影響を与える要因を的確に把握し、それらを反映した工程表を作成している。							
						6. 適切な工程管理を行い、工程の遅れがない。							
						7. 計画工程以外の時間外作業がほとんどない。							
						8. 実施工程表の作成及びフォローアップを行っており、適切に工程を管理している。							
						9. 「施工プロセス」のチェックリストで指摘事項がなかった。							
						10. その他（理由：							

(2) 考查項目別運用表 様式－3 K①

評価項目 2. 施工状況

細別 II. 工程管理

「評価対象項目」 ☐ 工程管理に係る積極的な取組が見られた。

様式－3 K① (土木用)

工事成績採点の考查項目別運用表

【記入方法】 該当する項目に「レ点」を付すこと。

評価項目	細別	a	b	c	d
2. 施工状況	II. 工程管理	優れている。	やや優れている。	他の事項に該当しない。	やや劣
		評価	「評価対象項目」		
			1. 気象条件や施工条件などにより特に工期的な制約がある場合において、余裕を持って工事を完成させた。		
			2. 隣接する他の工事などの工程調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。		
			3. 地元及び関係機関との調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。		
			4. 工程管理を適切に行ったことにより、休日や夜間工事の回避等を行い、地域住民の生活サイクルへの配慮がみられた。		
			5. 工程管理に係る積極的な取組が見られた。		
			6. 工事施工箇所が広範囲に点在している場合において、工程管理を的確に行い、余裕をもって工事を完成させた。		
			7. その他（理由： ）		
	該当数	0			
	評 定	c	※該当 5 項目以上…・a、3 項目以上…・b、その他は…・c とする。		
	点 数	0.0			

2 週休 2 日工事【現場閉所】において完全週休 2 日（土日）を達成している。または、週休 2 日工事【交替制】において、全ての技術者及び技能労働者が月単位の週休 2 日を達成している。この場合は以下の手順によりその他で記入し加点評価を行う。

(1) 考查項目別運用表 様式－4 C②

評価項目 5. 創意工夫

細別 1. 創意工夫 ■ 施工関係 17. その他

理由は「週休 2 日工事【現場閉所】において、完全週休 2 日（土日）を達成している。」か「週休 2 日工事【交替制】において、全ての技術者及び技能労働者が月単位の週休 2 日を達成している。」を記載し、評価する。

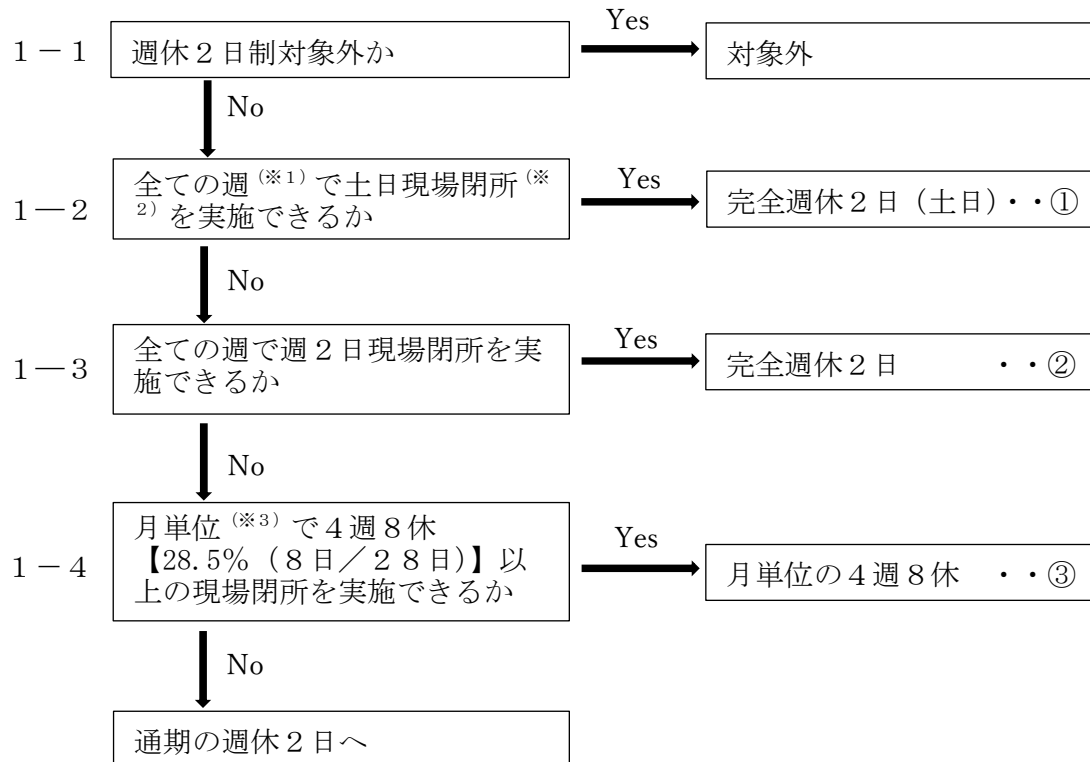
工事成績採点の審査項目別運用表

【記入方法】 該当する項目に「レ点」を付すこと。

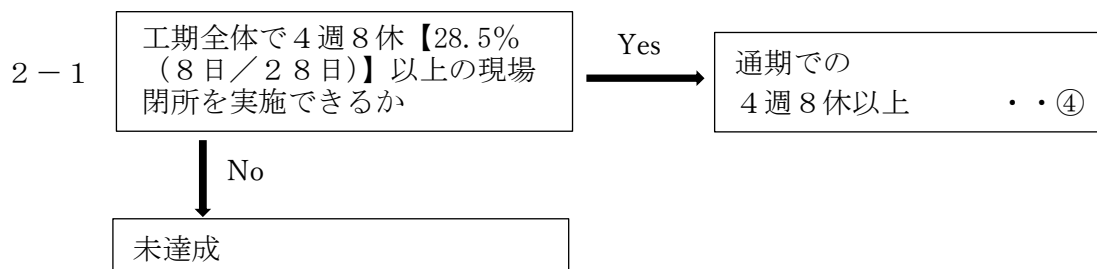
評価項目	細別	工夫事項	1/2
5. 創意工夫	1. 創意工夫	評価 ■ 施工関係	
		1. 施工に伴う器具・工具・装置類に関する工夫又は設備据付後の試運転調整に関する工夫。	
		2. コンクリート二次製品等の代替材の利用に関する工夫。	
		3. 土工、地盤改良、橋梁架設、舗装、コンクリート打設等の施工に関する工夫。	
		4. 部材並びに機材等の運搬及び吊り方式等の施工方法に関する工夫。	
		5. 設備工事における加工や組立等又は電気工事における配線や配管等に関する工夫。	
		6. 給排水工事や衛生設備工事等における配管又はポンプ類の凍結防止、配管のつなぎ等に関する工夫。	
		7. 照明などの視界の確保に関する工夫。	
		8. 仮排水、仮道路、迂回路等の計画的な施工に関する工夫。	
		9. 運搬車両・施工機械等に関する工夫。	
		10. 支保工、型枠工、足場工、仮栈橋、覆工版、山留め等	○理由：週休2日工事（現場閉所）において完全週休2日（土日）を達成している。 ○理由：週休2日工事（交替制）において、全ての技術者及び技能労働者が月単位の週休2日を達成している。 上記の項目を履行できた場合、その他で記入し、加点評価を行うこととする。
		11. 盛土の締固度、杭の施工高さ等の管理に関する工夫。	
		12. 出来形又は品質の計測、集計、管理図等に関する工夫	
		13. 施工管理ソフト、土量管理システム等の活用に関する工夫	
		14. I C T（情報通信技術）を活用した情報化施工を取り入れた工事。	
		15. 特殊な工法や材料を用いた工事。	
		16. 優れた技術力又は能力として評価する技術を用いた工事。	
		17. その他（理由： ）	
		※上記項目に該当する場合、5点までの範囲で1項目1点の加点とする。	
		小計	0点
		評価 ■ 品質関係	
		18. 土工、設備、電気の品質向上に関する工夫。	
		19. コンクリートの材料、打設、養生に関する工夫。	
		20. 鉄筋、P C ケーブル、コンクリート二次製品等の使用材料に関する工夫。	
		21. 配筋・溶接作業等に関係する工夫。	
		22. その他（理由： ）	
		※上記項目に該当する場合、2点までの範囲で1項目1点の加点とする。	
		小計	0点

週休 2 日達成工事の判定フロー

1 月単位の週休 2 日判定



2 通期の週休 2 日判定



- ※ 1 週は日曜日から土曜日の 7 日間とする。なお、工期始期・終期、年末年始休暇、夏季休暇などにより、7 日間に満たない期間は達成判断の対象外とする。
- ※ 2 地元説明会など発注者の指示により、受注者の責によらず土曜日または日曜日かその両方を閉所していない場合、代替日を設定している際は達成したとみなす。
- ※ 3 月は、暦の月に基づくものとする。暦上週 2 日の閉所では 28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に、閉所を行っている場合に、4 週 8 休 (28.5%以上) を達成しているものと見なす。

「完全週休 2 日（土日）を達成した工事」、「完全週休 2 日を達成した工事」の判定

工事期間中に受注者より提出された現場閉所を確認できる資料等（現場閉所実績が記載された工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等）により、達成状況を確認。

①「完全週休 2 日（土日）を達成した工事」

黄色塗：閉所日

1 月							2 月							3 月						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7				1	2	3	4				1	2	3	4
8	9	10	11	12	13	14	5	6	7	8	9	10	11	5	6	7	8	9	10	11
15	16	17	18	19	20	21	12	13	14	15	16	17	18	12	13	14	15	16	17	18
22	23	24	25	26	27	28	19	20	21	22	23	24	25	19	20	21	22	23	24	25
29	30	31					26	27	28					26	27	28	29	30	31	

全ての週で土日の現場閉所を実施している

対象期間において、全ての週で土日現場閉所を行ったと認められる工事。ただし地元説明会などの発注者からの指示でやむを得ず代替日を設定している場合は対象とするが、調査状況から監督員で把握できる範囲で判断して構わない。

②「完全週休 2 日を達成した工事」

黄色塗：閉所日

1 月							2 月							3 月						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7				1	2	3	4				1	2	3	4
8	9	10	11	12	13	14	5	6	7	8	9	10	11	5	6	7	8	9	10	11
15	16	17	18	19	20	21	12	13	14	15	16	17	18	12	13	14	15	16	17	18
22	23	24	25	26	27	28	19	20	21	22	23	24	25	19	20	21	22	23	24	25
29	30	31					26	27	28					26	27	28	29	30	31	

全ての週で週 2 日現場閉所を実施している ※土日の完全週休 2 日を含む

対象期間において、全ての週で週 2 日現場閉所を行ったと認められる工事（現場閉所が土日でない場合）

③-1「完全週休 2 日を達成していない工事」

黄色塗：閉所日

1 月							2 月							3 月						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7				1	2	3	4				1	2	3	4
8	9	10	11	12	13	14	5	6	7	8	9	10	11	5	6	7	8	9	10	11
15	16	17	18	19	20	21	12	13	14	15	16	17	18	12	13	14	15	16	17	18
22	23	24	25	26	27	28	19	20	21	22	23	24	25	19	20	21	22	23	24	25
29	30	31					26	27	28					26	27	28	29	30	31	

完全週休 2 日現場閉所を実施できていない週がある（月単位の週休 2 日は達成）

「月単位で週休 2 日を達成した工事」の判定

工事期間中に受注者より提出された現場閉所を確認できる資料等（現場閉所実績が記載された工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等）により、達成状況を確認。

③-2 「月単位で週休 2 日を達成した工事」

黄色塗：閉所日

1 月						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

11日/31日 = 35.4% ≥ 28.5%

2 月						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28				

9日/28日 = 32.1% ≥ 28.5%

3 月						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

9日/31日 = 29.0% ≥ 28.5%

閉所率 = 29日/90日 = 32.2% ≥ 28.5%

対象期間において、全ての月毎に 4 週 8 休（28.5%以上）を達成している工事

④ 「月単位で週休 2 日を達成していない工事」

黄色塗：閉所日

1 月						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

11日/31日 = 35.4% ≥ 28.5%

2 月						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28				

9日/28日 = 32.1% ≥ 28.5%

3 月						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

7日/31日 = 22.5% < 28.5%

閉所率 = 27日/90日 = 30.0% ≥ 28.5%

工期全体（通期）では達成している

暦上週 2 日の閉所では 28.5% に満たない月はその月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4 週 8 休（28.5%以上）を達成しているものと見なす。

(例 1)

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

8日/31日 = 25.8%

現場閉所 8 日 ≥ 土日計 8 日

月単位で 4 週 8 休を達成

(例 2)

期間対象外

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

3日/12日 = 25.0%

現場閉所 3 日 ≥ 土日計 2 日

月単位で 4 週 8 休を達成

(例 3)

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

※「週」は日曜日から土曜日の 7 日間とし、工期始期・終期、年末、年始休暇、夏季休暇などにより、7 日間に満たない期間は達成判断の対象外とする。